

判決年月日	平成24年6月6日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成23年(行ケ)第10284号		
○ 名称を「オープン式発酵処理装置並びに発酵処理法」とする発明に係る特許について、進歩性を欠くとした無効審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

## 1 事案の概要

原告は、蓄糞等の被処理物を発酵処理させる装置等に関する発明である「オープン式発酵処理装置並びに発酵処理法」との発明の特許権者である(特許第3452844号、平成11年8月5日特許出願、平成15年7月18日特許登録、請求項の数は3)。被告が、平成22年12月16日、請求項1ないし3に係る発明につき無効審判請求をしたところ(無効2010-800233号)、特許庁は、平成23年7月29日、各発明は進歩性を欠くとの理由で「特許第3452844号の請求項1~3に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をしたので、原告がこの審決の取消しを求めて訴え提起したのが本件訴訟である。

## 2 裁判所の判断

裁判所は、主として次のとおり判示して、審決がした請求項1の発明(本件発明1)と引用刊行物(特開昭61-232292号公報、甲1)記載の発明(引用発明)との一致点・相違点の認定に誤りはないが、相違点に係る容易想到性判断には誤りがある等とし、審決を取り消した。

本件出願当時、発酵槽の長尺方向の側壁ないし縁部にレールや溝を設ける等して、発酵槽の上方を跨ぐような構造を有する台車が往復走行できるようにし、かつこの台車に、正回転、逆回転による攪拌動作が自在な攪拌機を搭載する程度までのことは、当業者の周知技術にすぎなかったということができる。そして、甲第2、第3号証(実願昭59-56785号(実開昭60-168600号)のマイクロフィルム、実願昭56-53014号(実開昭57-167739号)のマイクロフィルム)に記載された周知技術と引用発明はその技術分野が共通であり、甲第2、第3号証に記載された発酵槽が、引用発明の発酵槽と同様に、内部を隔壁で物理的に区切らない单一槽であることまでは是認できる。

しかしながら、甲第2、第3号証には、台車を所望の位置に動かし、所望の範囲(領域)で攪拌動作を指定した頻度(回数)で行うことで、領域ごとに被処理物の滞留日数及び攪拌頻度を管理することは記載されていない。他方、引用発明が解決しようとする課題は、発酵槽内を複数の領域に概念的、論理的に区切り、領域ごとに被処理物の滞留日数及び攪拌頻度を管理する点にあり、引用発明の攪拌機も、発酵槽(1)内からいったん移動通路(15)上に移動させた後、移動通路上を発酵槽の長尺方向に沿って他の領域の前(開口部側)まで移動させ、再度発酵槽内に移動させることによって、上記の領域ごとの被処理物の攪拌頻度の管理を可能にするもので、攪拌機の構成と移動通路とは機能的に結び付いている。そうすると、引用発明の発酵処理装置の構成から移動通路(1)

5) を省略し、かつ奥行き方向に往復して攪拌する攪拌機の構成を長尺方向にのみ往復移動しながら攪拌動作する甲第2、第3号証の周知技術の攪拌機の構成に改め、同時に概念的、論理的に複数に区切られた発酵槽内の領域を、発酵槽開口部の所望の個所から被処理物の投入・堆積・取出しを行うことができるようとするべく、領域ごとに被処理物の滞留日数及び攪拌頻度を管理することができるようすることは、本件出願当時、当業者において容易であったと認めることはできない。